

日本獣医師会獣医学術賞表彰等規程

(目 的)

第1条 この規程は、獣医学術の振興・普及及び調査研究に関し著しく貢献した者に対し、公益社団法人日本獣医師会（以下、「本会」という。）が獣医学術賞（以下、「賞」という。）を授与してこれを表彰するとともに、さらなる調査研究を奨励することにより、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として定めるものである。

(賞の区分及びその対象となる業績)

第2条 賞の区分及びその対象となる業績は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 産業動物部門

獣医学術奨励賞：産業動物獣医学に関する研究論文であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術学会賞：産業動物獣医学に関する研究発表であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術功労賞：産業動物獣医学に関する学術の振興・普及に著しく功労のあった業績

(2) 小動物部門

獣医学術奨励賞：小動物獣医学に関する研究論文であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術学会賞：小動物獣医学に関する研究発表であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術功労賞：小動物獣医学に関する学術の振興・普及に著しく功労のあった業績

(3) 公衆衛生部門

獣医学術奨励賞：獣医公衆衛生学に関する研究論文であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術学会賞：獣医公衆衛生学に関する研究発表であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術功労賞：獣医公衆衛生学に関する学術の振興・普及に著しく功労のあった業績

2 前項各号に掲げる各賞の選考の対象となる業績の細部に係る事項等は、会長が別に定める日本獣医師会獣医学術賞選考要領（以下、「選考要領」という。）の定めるところによる。

(被表彰者)

第3条 被表彰者は、獣医学術の振興・普及及び調査研究の向上に著しく貢献した個人又は団体とする。

2 賞の選考は、毎年度ごとに行うこととし、各年度の被表彰者の数は、前条第1項各号に定める各賞別に1名又は1研究集団とする。

(賞の内容)

第4条 第2条第1項各号に定める賞別に、本賞（賞状）及び副賞（調査研究奨励費）を被表彰者にそれぞれ授与するとともに、本賞は会長から、副賞は動物関連産業界等の協賛者から授与する。

(賞の選考)

第5条 賞の審査及び選考は、公益社団法人日本獣医師会定款施行細則（以下「施行細則」という。）第15条に定める学会に設置した獣医学術功績者選考委員会（以下、「委員会」という。）が、第2条第2項の規定に基づき定めた選考要領により行う。

(委員会の構成等)

第6条 委員会は、第2条第1項に掲げる部門別に各5名以内の委員をもって構成し、会長が獣医学術に関する研究業績を有する者の中から選任して委嘱することとし、委員の任期は、日本獣医師会学会運営規程第4条第4項の規定に基づく学会幹事の任期とする。なお、獣医学術学会賞の審査及び選考に充てるため委員若干名を増やすことができる。

2 委員会に委員長1名及び副委員長3名を置く。

3 委員長は、施行細則第15条に定める学会を担当する本会の職域理事があたる。また、副委員長は、第2条第1項に掲げる各部門別に委員の互選によりそれぞれ1名を選任する。

4 委員長は、委員会を統括する。また、副委員長は、その属する部門をそれぞれ総括して委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長3名の互選によりそのうちの1名がその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

5 委員会の議決は、出席委員の3分の2の賛成を必要とする。

6 委員がやむを得ない理由により委員会に出席できないときは、その属する部門の副委員長に委任状を提出して当該副委員長に前項の議決を委任することができる。

(選考結果の報告)

第7条 委員長は、被表彰者を決定したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

附 則 (平成21年9月7日制定、平成21年度第3回理事会承認)

(被表彰者の発表及び表彰等)

第8条 被表彰者の発表及び表彰は、本会の獣医学術学会年次大会及び日本獣医師会雑誌の誌上において行い、また、受賞業績名、受賞者名、受賞理由の内容は、日本獣医師会雑誌の誌上及び日本獣医師会ホームページにおいて公表する。

- 1 この規程は、平成21年9月7日から施行する。
- 2 社団法人日本獣医師会獣医学術奨励賞表彰規程（平成11年7月1日制定）は廃止する。

附 則 (平成23年3月25日一部改正、平成22年度第4回理事会決議)

(規格外事項)

第9条 この規程に定めのない事項については、会長が委員長と協議の上決定する。

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月17日一部改正、平成24年第1回理事会承認)

(雑 則)

第10条 この規程の改廃は、会長が理事会の議決を経て行わなければならない。

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

日本獣医師会獣医学術賞選考要領

日本獣医師会獣医学術賞表彰等規程（以下「表彰規程」という。）第5条の規定に基づく獣医学術賞に係る被表彰者の審査及び選考に関する事項は、この要領の定めるところによる。

第1条 表彰規程第2条第1項各号に規定する獣医学術賞の獣医学術奨励賞、獣医学術学会賞及び獣医学術功労賞（以下、「各賞」という。）の選考の対象となる業績は、次に掲げるものとする。

- 1 獣医学術奨励賞の対象となる業績は、日本獣医師会雑誌編集等規程（平成21年5月25日付け21日獣発第64号）第1条に規定する日本獣医師会雑誌の学会学術誌に掲載された獣医学術の振興・普及及び調査研究の推進に関する学術論文等（原著又は短報）であって、選考日の属する年の7月以前2年間に掲載されたもの
- 2 獣医学術学会賞の対象となる業績は、選考日の属する年度の日本獣医師会獣医学術学会年次大会において地区学会長賞受賞講演として講演されたもの
- 3 獣医学術功労賞の対象となる業績は、表彰規程第2条に定める部門別に、それぞれ獣医学術の振興・普及に著しく功労のあった業績であって、会長が別に定めるところによる募集要領に基づき推薦を受けたもの
なお、表彰規程第6条に規定する委員会（以下「委員会」という。）の委員は、獣医学術功労賞の対象となる業績を推薦することはできない

第2条 委員会における各賞の被表彰者の審査と選考は、それぞれ部門別に行い、被表彰者の決定は、委員会の合議に基づいて行う。

第3条 委員会の委員もしくは委員の業績が選考に付された場合、当該委員は、その対象となる各賞の選考に加わることはできない。

第4条 この要領に定めのない事項は、会長が委員長と協議の上、決定する。

第5条 この要領の改廃は、委員会の議決を経て、会長が行わなければならない。

附 則 （平成21年9月7日制定（平成21年9月7日付け21日獣発第152号））

- 1 この要領は、平成21年9月7日から施行する。
- 2 社団法人日本獣医師会獣医学術奨励賞選考要領（平成11年6月24日制定）は、廃止する。

附 則 （平成23年3月25日一部改正（平成23年3月25日付け22日獣発第370号））

- 1 この一部改正は、平成23年4月1日から施行する。